

# 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0831 第 5 号」により下記の検査項目に検査実施料の追加内容が通知されましたのでご案内いたします。 敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

## ■新規保険収載項目

適用日：平成 24 年 9 月 1 日

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
血小板第 4 因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM 及び IgA 抗体)	390 点 (180 + 210)	免疫  144 点	「D006」 出血凝固検査の 「20」及び 「D011」 免疫血液学的検査の「6」	ア 血小板第 4 因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM 及び IgA 抗体)又は血小板第 4 因子-ヘパリン複合体抗体(IgG)はヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。 イ 血小板第 4 因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM 及び IgA 抗体)又は血小板第 4 因子-ヘパリン複合体抗体(IgG 抗体)を行った場合には、区分番号「D006」出血・凝固検査の「20」血小板第 4 因子(PF4)及び「D011」免疫血液学的検査の「6」血小板関連 IgG(PA-IgG)の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、区分番号「D011」免疫血液学的検査に係る判断料のみを算定する。
血小板第 4 因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG 抗体)	390 点 (180 + 210)	免疫  144 点	「D006」 出血凝固検査の 「20」及び 「D011」 免疫血液学的検査の「6」	ウ 一連の検査で、血小板第 4 因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM 及び IgA 抗体)及び血小板第 4 因子-ヘパリン複合体抗体(IgG 抗体)を測定した場合は、一方の点数のみを算定する。

## ■新検査方法が追加された検査項目

適用日：平成 24 年 9 月 1 日

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
EGFR 遺伝子検査 [Scorpion-ARMS 法を応用したリアルタイム PCR 法]	2500 点	尿・糞便  34 点	「D004-2」 悪性腫瘍遺伝子検査 1 のイ	「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR 法、SSCP 法、RFLP 法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌における EGFR 遺伝子検査又は K-ras 遺伝子検査、-(中略)-について、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。ただし、肺癌における EGFR 遺伝子検査については、再発や増悪により、2 次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、Scorpion-ARMS 法を応用したリアルタイム PCR 法を用いて EGFR 遺伝子検査を実施した場合は、「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定点数を算定する。
クラミジア・トラコマチス核酸検出 [TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法]	210 点	微生物  150 点	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「2」	ア (略) イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR 法、LCR 法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法、SDA 法又は TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである
淋菌核酸検出 [TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法]	210 点	微生物  150 点	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「2」	ア (略) イ 淋菌核酸検出は、DNA プローブ法、LCR 法による増幅と EIA 法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA 法又は TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA 法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又は TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。